# 品目登録用検査の同梱書類について

品目登録制度とは、輸入者からの要請に基づき継続的に輸入する器具等について登録を行い、食品等輸入届出書の記載事項等を簡素化し、また試験成績書の添付を省略する制度です。

品目登録制度を利用する目的で、輸入届出を行っていないサンプルによる自主検査を希望される場合は、検体が製造者または輸出者のいずれかから登録検査機関に未開封で直送されたものであること、検体を特定できるための書類が添付されていることなどの要件を満たすことが必要です。

このため、製造者又は輸出者が作成した以下の全ての書類を、検体に同梱又は添付してボーケン品質評価機構　大阪事業所　化学分析センターに製造所又は輸出者から直送して頂きたくお願い致します。

■検体が製造者又は輸出者より直接、ボーケン品質評価機構に送付されたことを示すインボイス、船荷証券(B/L)、航空運送状（AWB）又は国際宅配便、国際スピード郵便（EMS）の伝票等の書類。
なお、輸出者が送付する場合にあっては、インボイスないし B/L 等に製造者名の記載が必要です。

■検体を特定する名称、品番、JAN コード、製造者名等が記載された書類

■検体が特定できる「カタログ」又は「品番等が確認できる明確なカラー写真」等

■適用される規格基準が特定可能な材質を証明する書類
（検体がおもちゃで塗膜がある場合は、塗膜の材質情報も必要）

■検体が部品である場合には、製品との関連を示す展開図等の図面や写真等

（注意事項）

・書類は英語又は日本語で作成をお願い致します。
・必要書類が添付（又は同梱）されていない場合は、試験が実施できません。不足書類等が輸入者を通じて製造者又は輸出者から再送付され、理由・事情等から適正と判断される場合は試験が実施できます。
・検体の輸入に関する費用（送料、関税等）は、ボーケンに請求されないように製造者又は輸出（入）者への手配をお願いします。
・品目登録のための検査は、実際に販売又は営業に用いる製品での検査が必要であり、製品化前の試行品や、検査用に製造した少量生産品での検査はできません。

以上